



店頭外国為替証拠金取引説明書 (法人用)

 **ますも証券株式会社・為替営業課**

金融商品取引業者：北陸財務局長（金商）第12号
加入協会：一般社団法人 金融先物取引業協会・日本証券業協会
〒910-0006 福井県福井市中央3-5-1 TEL:0776-22-8686 FAX:0776-21-9666
MAI : fxinfo@masumo.co.jp ・ WEB : <http://www.masumo.co.jp/fx/>

コールセンター : 0120 - 283 - 743

はじめに

店頭外国為替証拠金取引をされるに当たっては、本説明書「店頭外国為替証拠金取引説明書」(以下、本説明書)の内容を十分に読んでご理解下さい。

店頭外国為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生ずることがあります。店頭外国為替証拠金取引は多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

目 次

店頭外国為替証拠金取引のリスク等 重要事項について	3 ~ 6
店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて	7
・取引の方法	7 ~ 8
・証拠金	8 ~ 10
・決済に伴う金銭の授受	10
店頭外国為替証拠金取引の手続きについて	11 ~ 12
店頭外国為替証拠金取引の「MASUMO FX」の注文形態	13 ~ 15
店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為	16 ~ 18
金融商品取引業者の概要及び苦情受付窓口・苦情処理・紛争解決について	19
店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語	20 ~ 24

本説明書は、金融商品取引業者が金融商品取引法第37条の3の規定に基づき顧客に交付する書面で、同法2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引のうち同項第1号に規定する取引に該当する通貨の売買取引である店頭外国為替証拠金取引について説明します。

店頭外国為替証拠金取引のリスク等 重要事項について

店頭外国為替証拠金取引は、元本や利益が保証された商品ではありません。証拠金取引であるため、実際の取引金額が証拠金の額に比べて大きく、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生ずることがあります。また、取引対象である通貨の金利の変動によりスワップポイントが受取りから支払いに転ずることもあります。さらに、取引金額がその取引についてお客様が預託すべき証拠金の額に比して大きい場合、その損失の額がお客様の預託した証拠金の額を上回ることがあります。

- (1) 相場状況の急変により、売付け価格と買付け価格のスプレッド幅が広がったり、意図した取引が出来なかったりする可能性があります。
- (2) 取引システム又は金融商品取引業者およびお客様を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注、執行、確認、取消などが行えない可能性があります。
- (3) 手数料は、マスウェブ法人コースでのお取引は手数料無料です。マスディール法人コースでのお取引は、1単位あたり500円（片道）となります。（当社が取り扱う店頭外国為替証拠金取引は、通貨を売買の対象とし、受渡決済を取り扱いますので、手数料に消費税は課税しません。）また、手数料は、取引数量に応じてその整数倍となります。
- (4) お客様が注文執行後に当該注文に係る契約を解除すること（クーリングオフ）は出来ません。
- (5) カバー取引先は株式会社ライブスター証券（証券取引・店頭外国為替証拠金取引）【金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第8号】となります。なお、カバー先会社の信用状況に対するリスクもあります。カバー先会社の信用状況によっては損失を被る危険もあります※。
- (6) お客様が預託される証拠金を当社自身の資産とは区別して「日証金信託銀行」への信託により全額区分管理しております。「日証金信託銀行」への信託につきましては、信託契約に基づき信託保全されております。
- (7) 当社は「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」第10条の5第7項第1号に規定する報告金融機関等にあたります。当社と金融取引を行うお客様は、同条第1項前段の規定により、「特定取引を行う者の届出書」を届け出ていただく必要があります。また、当社では、同項後段の規定により届け出ていただいた内容の確認を行うほか、居住国が一定の国のお客様については、同法第10条の6第1項の規定により口座残高等の情報を所轄税務署長に報告することが義務付けられております。

※お客様の取引先は当社であり、カバー取引先金融業者とお客様との間には一切の契約関係はないため、カバー取引金融業者が、お客様からのご質問、ご照会に応じることはありません。お取引の際は、外国為替証拠金説明書、約款・規則集等をよくお読みになり、十分ご理解の上、自らの判断と責任において行われますようお願い致します。

・ 店頭外国為替証拠金取引の主なリスク等

【為替変動のリスク】

外国為替市場では、各国の経済環境、金利動向等により24時間常に行きわたる為替レートが変動しております(土日・一部の休日を除く)。店頭外国為替証拠金取引は、ある通貨を対価として、その通貨以外の通貨を売買する取引を指しますが、値幅制限もなく短期間で大きく変動する場合もあり、変動によっては為替差損が発生します。また、その損失はお客様が当社に預託された額を超える可能性もあります。

【レバレッジ効果リスク】

店頭外国為替証拠金取引では、レバレッジ(てこの作用)による高度なリスクが伴います。実際の投資した資金に比べて大きな取引が可能のため、大きな利益が期待できる反面、相場が思惑に反した場合には損失も大きくなります。マーケットがお客様のポジションに対して不利な方向に変動し、当社の定めるロスカット値を割った時、自動的に成行注文にて決済いたします。証拠金取引では預託した資金に対し過大なポジションを保有することにより、相対的に小さな資金で大きな利益を得ることが可能ですが、逆に、預託した資金をすべて失う、あるいは預託した資金を上回る損失を被る可能性も同時に存在します。

【流動性リスクと特殊な状況】

マーケットの状況によっては、お客様が保有する建玉を決済することや新たに建玉を保有することが困難となる場合があります。為替市場には値幅制限がなく、特別な通貨管理が行われていない日本円を含む主要国通貨の場合、高い流動性を示しています。しかし、主要国での祝日や、ゴールデンウィークやクリスマス、年末年始などの休日における取引、ニューヨーククローズ間際・週始のオープンにおける取引、あるいは普段から流動性の低い通貨の取引は、当社の通常の営業時間帯であっても価格の提示や注文の成立が困難となる場合があります。天災地変、戦争、テロ、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖など、特殊な状況下で特定の通貨の取引が困難又は不可能となる場合もあります。

【金利変動リスク】

店頭外国為替証拠金取引では、通貨の交換を行うと同時に金利の交換も行われ、決済期限の繰り延べ(ロールオーバー)を行う際に、スワップポイント(金利差調整金)の受払いも生じます。スワップポイントは、2通貨間金利差から算出され、各国の景気や政策など様々な要因による金融情勢を反映した市場金利の変化に応じて、日々変化します。そのため、その時々々の金利水準等によってスワップポイントの受払いの金額が変動します。

【相対取引リスク】

当社の店頭外国為替証拠金取引は相対取引であり、当社の信用状況によっては損失を被る危険性があります。また、当社が提示する為替レートは他の情報(テレビやインターネット等)とは同一ではなく、不利な価格で成立する可能性もあります。

【カバー取引先リスク】

当社は、お客様の注文が約定した場合、当該約定に係るカバー取引をシステムにより即時かつ自動的に行います。当社は、株式会社ライブスター証券をカバー取引先としておりますが、相場の急変等により、同社からのカバーレートが配信されない又は同社の財務状況が悪化するなどの理由から同社とのカバー取引を行うことができなくなる場合がございます。その場合、当社では、カバー取引先からのレートを受けて、お客様に配信する取引価格を決定しておりますことから、お客様への取引価格の配信ができなくなります。その間

は新規取引の約定ができないほか、すでにポジションをお持ちの場合は、その間の相場変動によっては損失が発生・拡大する可能性があり、当該損失がお客様にお預けいただいた証拠金以上になるおそれもあります。

また、当社は、カバー取引によってお客様との取引により当社に生じる為替リスクを相殺しておりますが、上述のような状況により、カバー取引が行えない場合、お客様との取引により生じる当社の損失が拡大し、それにより当社の財務状況が悪化することでお客様へのサービスを提供できなくなり、状況によっては、お客様のポジションが強制決済されてしまうおそれがあります。

【ロスカットリスク】

為替取引では変動値幅に制限がありません。また24時間、取引が継続しているため、相場変動リスク管理が非常に重要になってきます。多額の損失を未然に防ぐため、お客様の建玉を一定期間ごとに損益評価(判定)を計算し、有効証拠金がロスカット値を下回った場合は、その時点でお客様のすべての建玉をお客様の計算において反対売買により成行注文で決済するリスク管理システムを導入しています(ロスカット制度)。その際、※下記の場合など強制決済されるべき水準より不利な為替レートで決済されるおそれがあり、お客様が預託した証拠金の額を上回る損失が発生する可能性があります。なお、インターネットでお取引画面がご覧になれるお客様には、取引画面上に口座維持率が表記されており、ロスカット値を確認することができます。

- ・ 相場状況が急変した場合
- ・ 土曜日の終値と月曜日の始値が乖離している場合
- ・ メンテナンスの開始前の価格と終了後の価格が乖離している場合(臨時メンテナンスを含む)
- ・ インターバンク市場において出合レートがない場合

◎ なお、発生した不足額はお客様が当社へ速やかに入金するものとします。

【逆指値注文リスク】

逆指値注文は、下記の場合において、注文した価格から大きく乖離して約定することがあります。

- ・ 相場状況が急変した場合
- ・ 土曜日の終値と月曜日の始値が乖離している場合
- ・ メンテナンスの開始前の価格と終了後の価格が乖離している場合(臨時メンテナンスを含む)
- ・ インターバンク市場において出合レートがない場合。また、逆指値注文は値幅制限がないことから必ずしも損失が想定した範囲であるとは限りません。

【指値注文と成行注文リスク】

「MASUMO-FX」での指値注文は、注文した価格で約定します。しかし、成行注文では、注文時点の提示レートより不利なレートで約定する場合があります。

【スリッページリスク】

当社の店頭外国為替証拠金取引の注文では、注文時の提示レートと約定レートが変動することがあります。このとき、注文時の提示レートより不利なレートで成立することがあります。(お客様の注文が当社サーバーに到達した時点で受付となりますので、タイムラグによってお客様が注文を出した時の為替レートと実際の約定為替レートが異なる場合があります。)また、逆指値注文におきましても指定した値段に達した時点をもって成行注文として処理されるため、お客様の指定した値段と実際の約定レートが異なる場合があります。

※指値注文は注文した価格で約定しますので、スリッページは発生しません。

【個人情報に関するリスク】

当社の店頭外国為替証拠金取引を利用するにあたり、使用するログインID・パスワード等の個人情報が窃

盗・盗聴等により第三者に漏れた場合、その第三者がお客様の個人情報を悪用することによりお客様が損失を被る可能性があります。

【電子取引システムリスク】

電子取引システムの場合、お客様および当社の通信機器故障、通信回線の障害、情報配信の障害、あるいは電子取引システムそのものの障害等により、一時的または一定期間、お客様の取引が不可能になる場合があります。また、取引は出来ても配信されるレート・情報が誤配および遅配により、実勢とはかけ離れたレートでの約定、および約定されたものが取消される可能性があります。この場合の当該取引については当社の判断により対応させていただきます。

【取引証拠金・スワップポイント・取引手数料の変更リスク】

取引証拠金・スワップポイント・取引手数料はマーケットの状況、各国の金利政策の動向等により、お客様に事前に通知することなく変更する場合があります。また、それに伴い資金の追加が必要になったり、ロスカット値が近くなったりする可能性もあります。

【関連法規の変更リスク】

店頭外国為替証拠金取引に係る関連法規の変更等により、現状より不利な条件での取引となる可能性があります。

【両建て勧誘について】

当社の店頭外国為替証拠金取引では、お客様ご自身の判断で両建て建玉を持つことはできますが、為替レートの変動による損益が固定された状態になります。また、次に揚げるようなデメリットがあり、経済合理性を欠くおそれがある取引であることから、当社ではお勧めするものではありません。

- (1) 取引手数料及び取引証拠金が二重にかかること。
- (2) スワップポイントの受払いが発生し、逆ざやが生じるおそれがあること。
- (3) 仲値を基準とする売値と買値の価格差を二重に負担することになること。

上記のリスクは、当社の店頭外国為替証拠金取引における主なリスクについて記載したのですが、これが全てのリスクとは限りません。

・ 店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて

当社による店頭外国為替証拠金取引は、金融商品取引法その他の関係法令及び一般社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守して行います。

1. 取引形態

相対取引(店頭デリバティブ取引)

店頭外国為替証拠金取引は、金融商品取引法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引です。したがって、取引所取引とは異なり、相対取引です。

お客様には弊社の提示した為替レートで取引を行っていただきます。弊社の提示する為替レートは、金融機関や機関投資家が外国為替取引を通常行うインターバンク市場と直結しておりますが、新聞やテレビ等のメディアの報道で、普段、目にする為替レートとは必ずしも一致いたしませんのでご承知ください。

2. 取引方法

インターネット取引 (パソコン・携帯)

3. 取引時間

- ・ 標準時間……月曜日午前7時 ~ 土曜日午前6時45分
- ・ 夏時間……月曜日午前7時 ~ 土曜日午前5時45分

- ※ 主要海外市場が休場の場合はこの限りではありません。
- ※ 取引システムの保守時間帯(臨時メンテナンスを含む)は利用できません。
- ※ 利用時間をお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。

<ロールオーバーの時間>

米国標準時間の適用期間中は火曜日～土曜日の午前6時45分～午前7時14分
米国夏時間の適用期間中は午前5時45分～午前6時14分に行われます。

- ※ この時間は、サービス停止(メンテナンス)時間となります。

<システムメンテナンス>

原則、月曜日を除く、毎営業日午前6時45分～7時14分の間、システムメンテナンスを行いますので、この時間帯では、成行・指値等の注文執行はされません。(米国が夏時間の場合は、午前5時45分～6時14分の間)

また、土曜日は午前6時45分から12時までシステムメンテナンスを行います。(米国が夏時間の場合は、午前5時45分から12時までメンテナンスを行います。)

- ※ 上記メンテナンスの他に、臨時メンテナンスを実施する場合があります。

◆標準時間/夏時間 標準時間から夏時間への切り替えは3月の第2日曜日、夏時間から標準時間への切り替えは11月の第1日曜日に切り替わります。

4. 取引手数料

「マスウェブ法人」でのお取引は、手数料無料

「マスディール法人」でのお取引は、1単位あたり500円(片道)

- ※ 取引手数料に、消費税は課せられません。
- ※ 取引手数料は、お客様の預託証拠金から徴収させていただきます。
- ※ ただし、日計り取引(デイトレード)の決済(反対売買)は、決済手数料無料とさせていただきます。
- ※ マスウェブ法人とマスディール法人の違いは、手数料の違いのみでレバレッジ倍率規制等も同様です。

- ◎ 日計り取引(デイトレード)の決済(反対売買)とは、その1日中において新規建(新しく買付、または売付)をし、その建玉を決済(反対売買)した取引のことをいいます。
- 標準時間における1日の単位は、7:00～翌日6:45
- 夏時間における1日の単位は、休日の翌営業日 7:00～翌日5:45、通常営業日 6:14～翌日5:45

5. 取引通貨

取引の対象通貨は、米ドル/円、ユーロ/円、英ポンド/円、豪ドル/円、NZドル/円、カナダドル/円、スイスフラン/円、南アフリカランド/円、ユーロ/米ドル、英ポンド/米ドル、豪ドル/米ドル、NZドル/米ドル、米ドル/カナダドル、米ドル/スイスフラン、ユーロ/英ポンド、ユーロ/豪ドル、ユーロ/NZドル、ユーロ/カナダドル、ユーロ/スイスフラン、英ポンド/豪ドル、英ポンド/NZドル、英ポンド/スイスフラン、豪ドル/NZドル、豪ドル/スイスフラン の24通貨ペアです。

6. 取引単位・呼値の単位

取引単位は、各通貨組合せに共通で、組合せのうちの外国通貨1万通貨単位(1単位)となります。

なお、南アフリカランド/円につきましては、10万通貨単位となります。

呼び値の最小変動幅は、各通貨組合せに共通で、1pip(クロス円=1銭)(1取引単位あたり100円に相当)とします。

※南アフリカランドは、0.1pip(クロス円=0.1銭)

※ i ご注文の際の数量は、取引通貨のその整数倍をご入力ください。

※ ii 1回の最大発注数量は、500単位までです。

7. 建玉の手仕舞いとロールオーバー

建玉は、通貨の転売若しくは買戻しすることで手仕舞いできます。

通貨の転売若しくは買戻しによる手仕舞いを行わない場合は、建玉を毎営業日自動的にロールオーバーして翌営業日に繰り越します。

転売又は買戻しを行った場合の決済日は、原則として、当該転売又は買戻しを行った日の翌々営業日とします。ただし、当該翌々営業日が通貨組合せの外国通貨の母国市場又は米国市場の休業日にあたる場合には、日本、当該母国市場又は米国市場に共通する翌営業日とします。

8. スワップポイント

ロールオーバーは、実質的には売り付けた通貨を借り入れ、買い付けた通貨を預け入れることになるので、その借入金利と預入金利との間の金利差に相当するスワップポイントを当社との間で授受します。

※同じ通貨ペアであっても売りと買いの建玉では、受払いするスワップポイントが異なります。従って、同じ通貨の組合せについてのスワップポイントは、お客様が受け取る場合の方がお客様が支払う場合よりも小さくなっています。また、売買ともに支払いとなることもあります。

※マーケットの状況や金利情勢等によりスワップポイントは変動いたします。

※スワップポイントは、評価損益に含まれ預り評価残高に反映します。

※両建て(同一の商品の売建玉と買建玉を同時に持つことをいいます。)の場合、スワップポイントが払い方になる場合があります。建玉の清算時期にも注意が必要となります。

9. ロスカット制度

お客様の損失が所定の水準に達した場合、お客様の建玉を強制的に決済します。詳しくは、「10. 取引証拠金」の「(8)ロスカットの取扱い」をご参照下さい。

10. 取引証拠金

(1) 取引証拠金の差入れ

店頭外国為替証拠金取引の注文をするときは、(2)の当初取引証拠金以上の金額を、当社に差入れて下さい。

また、取引証拠金額は、通貨ごとに違いますのでご注意ください。

(2) 当初取引証拠金の必要額

当初の必要取引証拠金額は最低5万円です。

(3) 取引証拠金の変更

当社は、毎週金曜日を基準に取引証拠金率の見直しを行い、これに伴い取引証拠金を変更します。変更後の取引証拠金は、原則、翌々の月曜日から適用となります。適用の取引証拠金は、お客様のお取引画面の「お知らせ」の「取引証拠金一覧」および当社ホームページでご確認いただけます。

(4) 証拠金の追加差入れ

証拠金預託額が未決済の店頭外国為替証拠金取引について計算した維持証拠金額を下回った場合には、お客様の計算において、直ちに強制的に決済(反対決済)されますので、追加証拠金差し入れの制度はございません。※(8) ロスカットの取扱いを参照してください。

(5) 現金の引出し

証拠金預託額のうち、現金部分は、証拠金預託額が当初証拠金額を下回らない範囲で、引き出すことができます。

(6) 評価損益及びスワップポイントの取扱い

当社が行う値洗いにより発生する評価損益及び建玉のロールオーバーに伴い発生するスワップポイントは、証拠金預託額に現金部分として加算又は減算されます。

(7) 有価証券等による充当

証拠金は、日本円のための現金だけです。

(8) ロスカットの取扱い

お客様の建玉を決済した場合に生じることとなる損失の額(値洗いによる評価損益及びスワップポイントを加減します。)が証拠金預託額に対し所定の割合に達した場合、損失の拡大を防ぐため、お客様の計算において建玉を反対売買して決済されます。(「ロスカットルール」といいます。)ただし、相場が急激に変動した場合には、ロスカットルールがあっても、証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。

11. FX口座への入出金

◆ 入金…益茂証券株式会社指定銀行口座に日本円にて、預託証拠金としてご入金いただきます。

* 振込み手数料は原則として、当社負担とさせていただきます。

福井銀行 本店	福井信用金庫 本店
益茂証券株式会社 外為口(ガイタメグチ)	益茂証券株式会社 外為口(ガイタメグチ)
普通 1701637	普通 4303856

※ お客様から預託を受ける証拠金は日本円のみです。外貨や有価証券等による充当はできません。

《お振込みの注意点》

※ ご入金いただいても銀行間における送金処理に時間を要することから、着金確認および入金処理等の事務処理には、どうしても時間がかかってしまいます。そのため、お客様の口座にご入金のご資金が反映するまでには時間がかかります。また、各金融機関の営業時間外にお振込みいただいたご資金につきましては、一部の金融機関を除き、翌金融機関営業日の入金処理となってしまいます。それゆえ、**本来は強制決済の**

回避の意図でご入金頂いた場合であっても、思わぬ為替相場の動きによって、入金口座内に反映されるまでの間に強制決済になる場合がございますので、十分ご注意ください。また、強制決済により、発生した損失がお客様の預託された証拠金額を上回る可能性もございますので、十分ご注意ください。

- ◇ 出金・・・有効証拠金(返還可能額)返還のご請求につきまして、原則、依頼があった日の午後3時までに受付されたものは、翌々営業日(受付された日から3営業日目)以内にお様名義のご指定口座に送金いたします。また、午後3時以降に受付されたものは、依頼があった日から4営業日以内の営業日に、お様名義のご指定口座に送金いたします。但し、年末年始・ゴールデンウィーク等の祝祭日については、金融機関の営業日に基づき、受付させていただきます。ご出金の際、ポジションをお持ちの場合は急激な相場変動を考慮した出金をお奨めします。

ただし、1件あたり5,000円以上、または全額出金とさせていただきます。

*振込み手数料は原則として、当社負担とさせていただきます。

12. 決済に伴う金銭の授受

(1) 差金決済の場合

転売又は買戻しに伴う顧客と当社との間の金銭の授受は、次の計算式により算出した金銭を授受します。

{ 1万通貨単位×約定価格差(円)+累積スワップポイント}×取引数量

(注) 約定価格差とは、転売又は買戻しに係る約定価格と当該転売又は買戻しの対象となった新規の買付取引又は新規の売付取引に係る約定価格との差をいいます。

13. 課税上の取扱い

法人が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した所得(売買による差益及びスワップポイント収益をいいます。)は、法人税に係る益金の計算上、益金の額に算入されます。

詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。

14. 取引報告書兼取引残高報告書(電子交付)

営業日毎の日次報告書及び当該月間の取引をまとめた月次報告書を交付いたします。ネットのお客様の日々の売買状況および預託証拠金の残高等は、「取引報告書兼取引残高報告書」を取引画面上で閲覧が可能です。なお、過去の履歴につきましては、ネット上での閲覧可能期間は5年間となります。

※電子交付サービスは、口座開設時にお客様の承諾が必要となります。

※お客様の承諾のない場合、電子交付は行われません。新規及び決済の取引及び受渡し、もしくは入出金があった場合には、郵送により交付させていただきます。

・ 店頭外国為替証拠金取引の手続きについて

顧客が当社と店頭外国為替証拠金取引を行う際の手続きの概要は、次のとおりです。

(1) 取引の開始

a. 本説明書の交付を受ける

はじめに、当社から本説明書が交付されますので、店頭外国為替証拠金取引の取引の概要やリスクについて十分ご理解のうえ、ご自身の判断と責任において取引を行う旨の確認書をご提出下さい。

b. 店頭外国為替証拠金取引口座の設定

店頭外国為替証拠金取引の開始に当たっては、あらかじめ当社に店頭外国為替証拠金取引口座の設定に関する約諾書を差し入れ、店頭外国為替証拠金取引口座を設定していただきます。その際ご本人である旨の確認書類をご提示していただきます。なお、口座を開設するには、一定の投資経験、知識、資力等が必要です。

c. 預金口座の準備

金銭受渡しのための預金口座(金融機関)が必要となります。

d. 媒介約諾書の差入れ

当社に店頭外国為替証拠金取引の委託の媒介を依頼する場合には、あらかじめ媒介に関する約諾書を差し入れていただきます。

(2) 注文の指示事項

店頭外国為替証拠金取引の注文をするときは、当社の取扱時間内に、次の事項を正確に指示して下さい。

a. 注文する通貨の組合せ

b. 売付取引又は買付取引の別

c. 注文数量

d. 価格(指値又は成行)(指値には、当社が提示するオファー価格又はビッド価格に応じる場合を含みます。)

e. 注文の有効期間

f. その他顧客の指示によることとされている事項

(3) 証拠金の差入れ

店頭外国為替証拠金取引の注文をするときは、当社に所定の証拠金を差し入れていただきます。また、証拠金に一定限度を超える不足額が生じるなど、証拠金の追加差入れが必要なときは、これに応じていただきます。

当社は、証拠金を受け入れたときは、顧客に受領書を交付します。

(4) 転売又は買戻しによる建玉の結了

建玉の反対売買に相当する取引が成立した場合には、転売又は買戻しとし、取引数量分が建玉から減少します。決済される建玉は、顧客の指示によりますが、指示がない場合は先入先出法によります。同一の通貨組合せの売建玉と買建玉を同時に持つこと(「両建て」といいます。)については、お客様より申出があった場合には受け付けますが、両建ては、顧客にとって、オファー価格とビッド価格の差、手数料及び証拠金を二重に負担すること、支払いのスワップポイントと受取りのスワップポイントの差を負担することなどのデメリットがあり、経済合理性を欠くおそれがあります。

(5) 注文をした取引の成立

注文をした店頭外国為替証拠金取引が成立したときは、当社は成立した取引の内容を明らかにした取引報告書をお客様に交付します。

(6) 手数料

当社の手数料は、次のようになっています。手数料は、取引成立と同時に徴収させていただきます。(当社が取り扱う店頭外国為替証拠金取引は、通貨を売買の対象とし、受渡決済を取り扱いますので、手数料に消費税は課税されません。)

○マスウェブ法人コースでのお取引は手数料無料となります。

●マスデール法人コースでのお取引は、1単位あたり500円(片道)となります。(当社が取り扱う店頭外国為替証拠金取引は、通貨を売買の対象とし、受渡決済を取り扱いますので、手数料に消費税は課税しません。)また、手数料は、取引数量に応じてその整数倍となります。

(7) 取引残高、建玉、証拠金等の報告

当社は、取引状況をご確認いただくため、顧客から請求があった場合は取引成立のつど、お客様からの請求がない場合は四半期ごと(残高があるものの取引成立がない場合は1年ごと。以下「報告対象期間」といいます。)にお客様の報告対象期間において成立した取引の内容並びに報告対象期間の末日における建玉、証拠金及びその他の未決済勘定の現在高を記載した報告書を作成して、お客様に交付します。

(8) 電磁的方法による書面の交付

当社からの書面の交付を電磁的方法により受けることを承諾する場合は、その旨書面又は電磁的方法による承諾をして下さい。

(9) その他

当社からの通知書や報告書の内容は必ずご確認の上、万一、記載内容に相違又は疑義があるときは、速やかに当社の取扱責任者に直接ご照会下さい。

店頭外国為替証拠金取引の仕組み、取引の手続き等について、詳しくは当社にお尋ね下さい。

※ 本人確認書類の提出

平成20年3月1日より「犯罪による収益の移転防止に関する法律(犯罪収益移転防止法)」が施行されました。この法律は、特定事業者(金融機関、非金融業者、職業的専門家等)がお客様の氏名・住所及び生年月日等の確認及びお客様の取引記録を保存することで、特定事業者がテロリズムの資金隠しや、マネー・ロンダリングに利用されることを防ぎ、犯罪による収益の移転防止を目的としています。本人確認書類の種類についてはホームページにて公開しております。

本説明書は、法令の変更・監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改訂されることがあります。その改訂内容はホームページに公開するなど当社の方法によりお知らせいたします。なお、改訂内容が、お客様の従来の権利を制限するもの、もしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、当社がその都度定める期日までに異議の申出を願います。期日までに申出がない場合、お客様はその変更にご同意いただいたものとして取り扱います。

・ 店頭外国為替証拠金取引「MASUMO FX」の注文形態

1. 成行注文（クイックトレード）

当注文は、注文時点の提示レート（買い注文であればオファーレート、売り注文であればビッドレート）で約定する注文で、お客様が取引画面にて発注ボタンをクリックした時点において、当該画面に表示されている価格を注文価格として発注されます。お客様の注文を当社で受注した時の配信価格が、お客様の注文価格と一致するかお客さまに有利な価格であった場合、当該注文価格で約定します。ただし、お客様が注文時に許容スリップを設定されている場合には、当該設定範囲以内であれば、受注した時の配信価格で約定します。なお、当該設定範囲を越えてお客さまに不利に変動した場合には、お客様の注文は失効しますが、当該設定範囲を越えてお客さまに有利に変動した場合には当該設定範囲上限の価格で約定します。以上の仕組みから、許容スリップを設定した場合には、お客様の注文時に画面に表示されている価格（＝注文価格）と実際の約定価格との間に差が生じる場合があります。当該相違は、お客様にとって有利な場合もあれば、不利な場合もあります。（いずれも、お客様が設定したスリップページ許容範囲以内に限定されます。）当注文は、取引時間中のみ行うことができます。当注文は、受付順に約定しますが、相場急変時や注文の集中等により、当社のカバー先が応じることができる数量を超えて受注した場合、お客様の注文が約定できず、失効する場合があります。

2. 指値注文

当注文は、お客様が注文価格を指定して行う注文で、当社がお客様に配信する価格が、売り注文の場合は、お客様が指定した価格以上、買い注文の場合は、お客様が指定した価格以下になった時点で、当該注文価格を以って約定します。（そのため約定時点の配信価格と比べて、約定価格が不利に約定する場合があります。）また、週明けやメンテナンス明けの取引開始時においても同様の仕組みで当該注文価格を以って約定するため、実勢価格から不利な方向に乖離した約定価格となり、お客さまに損失が発生する場合があります。当注文は、取引時間外に発注することも可能で、有効期限が終了するまで、上述の条件で約定するか、取り消されるまで失効しません。また、相場急変時や注文の集中等により、当社のカバー先が応じることができる数量を超えた場合、お客様の注文が約定できないことがあり、その場合も注文は失効せず、次に執行条件を満たしたときに、再度注文の執行を行います。

3. 逆指値注文

当注文は、お客様があらかじめ執行の条件となるトリガー価格を指定して行う注文で、当社がお客様に配信する価格が、売り注文の場合は、お客様が指定したトリガー価格以下、買い注文の場合は、お客様が指定したトリガー価格以上になった時点で、当該配信価格で約定します。そのため実際の約定価格は、お客様の指定したトリガー価格に比べて不利になる場合があります。当注文は、取引時間外に発注することも可能で、有効期限が終了するまで、上述の条件で約定するか、取り消されるまで失効しません。また、相場急変時や注文の集中等により、当社のカバー先が応じることができる数量を超えた場合、お客様の注文が約定できないことがあり、その場合も注文は失効せず、次に執行条件を満たしたときに、再度注文の執行を行います。「指定のレートまで相場が下がったら売り」、「指定のレートまで相場が上がったら買い」という注文で「ストップ注文」ともいわれています。指値注文と同様に、注文受付後の次の提示レートから、逆指値指定レートと提示レートを比較して約定処理が行われます。このため約定する条件で逆指値注文を行った場合でも約定しない場合や、注文時の指定レートと異なるレートで約定することがあります。

4. OCO注文・・・One Cancels the Other order

2つの注文（一つが「指値」でもう一方が「逆指値」のセット、または「指値」同士のセット、「逆指値」同士のセット注文）を同時に出して一方の注文が成立した場合に、他方の注文が自動的に取消しされる注文方法です。

- ・ OCO注文は、同一の取引単位となります。
（決済注文は、同一の売買区分及び同一の取引単位となります。）

- ・ OCO注文は2つの注文が1セットとなるためキャンセルする際は、同時に両方が取消されます。
- ・ 新規または決済注文の発注が可能です。

<OCO注文指定価格 ご注意点>

- ・ 買い指値指定価格は実勢オファーレートより下で出し、逆指値指定価格は上で出します。
- ・ 売り指値指定価格は実勢ビッドレートより上で出し、逆指値指定価格は下で出します。

◆新規注文でのご利用例

- ・ 指値の買い・逆指値の買い(または指値の売り・逆指値の売り)の組み合わせ。
「現在のレートでは買いたくないが相場が下落したら買いたい、しかし相場が下げずに逆に急騰し上抜けするなら、その流れにのり買い建玉を持ちたい」といったケースなどに有効です。
- ・ 指値の買い・指値の売り(または逆指値の売り・逆指値の買い)の組み合わせ。
「為替レートがあるレンジの中で当分の間推移すると予想した場合、現時点のレートでは買いたくないが相場が下落したら買いたい、しかし逆に相場が上昇したらあるレベルで売り建玉を持ちたい」といったケースなどに有効です。

◆決済注文でのご利用例

- ・ 例えば、107円で米ドル/円の上昇を見込んで10万米ドルの買い建玉を持ったとします。
この場合、買い建玉に対して、現在のレートより上昇すれば110円で決済して利益を確定したい、しかし逆に相場が下落し105円を割れこんでくるとしたら円高が加速しそうだから、105円で損失を限定したいと考えたとします。
 - ・ このケースで有効な注文方法となるのが、利益確定の指値と損失限定の逆指値を同時に出すOCO 注文です。思惑通り相場が上昇すれば、指値が成立して約30万円の利益を確定します。一方、思惑と逆に動いた場合には、逆指値が成立し105円で決済できるため、相場がそのまま下げ続けたとしても損失を約20万円に抑えることができます。
- ※外国為替相場が急激に変動した場合、想定された損失額を上回る水準で逆指値注文が執行されることがあります。

5. IF DONE 注文

新規売買注文の発注と、その注文が約定した場合にその建玉を決済する注文の発注予約を同時に行う注文方法です。予約した決済注文については、新規注文の約定後、自動的に発注されます。また、新規注文が有効期限内に約定しなければ、予約した決済注文については待機中のまま無効となります。

- ・ IF DONE注文は、新規注文と決済注文が、同一の取引単位となります。
- ・ IF DONE注文は2つの注文が1セットとなるためキャンセルする際は、同時に両方が取消されます。
- ・ 新規注文のみ発注が可能です。

<IF DONE注文指定価格 ご注意点>

- ・ 新規買い指値指定価格は実勢オファーレートより下で出し、逆指値指定価格は上で出します。
- ・ 新規売り指値指定価格は実勢ビッドレートより上で出し、逆指値指定価格は下で出します。
- ・ 新規注文が成立した場合の決済注文の指定価格は、その約定値から当社の定める値幅以上離すこととします。
(但し、ユーロドル、ポンドドルについては10ポイント以上離す必要があります。)

◆(ご利用例)指値注文が執行されて建玉を保有した場合に、同時にその建玉に対する決済注文(指値または逆指値)をあらかじめ注文しておきたい時に使います。米ドル円実勢レートが110円30銭のとき、まず新規注文として10万ドル、110円00銭で買い指値注文を出すと同時に、その注文が約定した場合、利益確定の売り注文として112円50銭で売り指値注文をセットにして出したいときなど。

6. IF DONE OCO注文

新規売買注文の発注と、その注文が約定した場合にその建玉を決済する2つの発注予約を同時に行う注文方法です。指値注文が執行されて建玉を保有した場合に、同時にその建玉に対する決済 OCO 注文を予め注文しておきたい時などに有効です。予約した決済注文については、新規注文の約定後、自動的に発注されます。また、新規注文が有効期限内に約定しなければ、予約した決済注文については待機中のまま無効となります。

- ・ IF DONE OCO注文は、新規注文と決済OCO注文が、同一の取引単位となります。

- ・ IF DONE OCO注文は2つの注文が1セットとなるためキャンセルする際は、同時に両方が取消されます。
- ・ 新規注文のみ発注が可能です。

<IF DONEOCO注文指定価格 ご注意点>

- ・ 新規買い指値指定価格は実勢オファーレートより下で出し、逆指値指定価格は上で出します。
- ・ 新規売り指値指定価格は実勢ビッドレートより上で出し、逆指値指定価格は下で出します。

7. トレール注文

逆指値注文に値幅指定機能を付けた注文方法です。レートが動くとき常に一定の値幅で逆指値注文が自動修正していきます。

例えば、米ドル円を110円で買って100pips(=1円)下(この時点では109円)にトレール機能付き逆指値を入れたとします。111円に上昇すると逆指値は110円になり、112.5円になると逆指値は111.5円になります。

一度上がった逆指値は下がりません。この場合は、112.5円まで上昇しその後111.5円より下がると、この逆指値は動かずに高値から100pips下で逆指値が実行される事になります。

つまり、設定した時点からの最高値からどれだけの値幅で利益確定 or 損切りが実行できるか指定できる注文です(売りから入ると逆になります)。相場に張り付かずとも、リスクを軽減しつつ、最大限の利益も狙っていける注文方法です。

・ 店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為

金融商品取引業者は、金融商品取引法により、顧客を相手方とした店頭外国為替証拠金取引、又は顧客のために店頭外国為替証拠金取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為(以下、「店頭外国為替証拠金取引行為」といいます。)に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意ください。

- a. 店頭外国為替証拠金取引契約(顧客を相手方とし、又は顧客のために店頭外国為替証拠金取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じです。)の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為
- b. 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為
- c. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、店頭外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘をする行為(ただし、金融商品取引業者が継続的取引関係にある顧客(勧誘の日前1年間に、2以上の店頭金融先物取引のあった者及び勧誘の日に未決済の店頭金融先物取引の残高を有する者に限ります。)に対する勧誘及び外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための勧誘は禁止行為から除外されます。)
- d. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為
- e. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結につき、顧客があらかじめ当該店頭外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思(当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じです。)を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為又は勧誘を受けた顧客が当該店頭外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為
- f. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又は解約に関し、顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為
- g. 店頭外国為替証拠金取引について、顧客に損失が生ずることになり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部若しくは一部を補てんし、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
- h. 店頭外国為替証拠金取引について、自己又は第三者が顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
- i. 店頭外国為替証拠金取引について、顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為
- j. 本説明書の交付に際し、本説明書の内容について、顧客の知識、経験、財産の状況及び店頭外国為替証拠金取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしないこと

- k. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
- l. 店頭外国為替証拠金取引契約につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為(第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含みません。)
- m. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をする行為
- n. 店頭外国為替証拠金取引契約に基づく店頭外国為替証拠金取引行為をすることその他の当該店頭外国為替証拠金取引契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させる行為
- o. 店頭外国為替証拠金取引契約に基づく顧客の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為
- p. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為
- q. あらかじめ顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により店頭外国為替証拠金取引をする行為
- r. 個人である金融商品取引業者又は金融商品取引業者の役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。)若しくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の店頭外国為替証拠金取引に係る注文の動向その他の職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として店頭外国為替証拠金取引をする行為
- s. 店頭外国為替証拠金取引行為につき、顧客から資金総額について同意を得た上で、売買の別、通貨の組合せ、数量及び価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。)
- t. 店頭外国為替証拠金取引行為につき、顧客に対し、当該顧客が行う店頭外国為替証拠金取引の売付又は買付と対当する取引(これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。)の勧誘その他これに類似する行為をすること
- u. 店頭外国為替証拠金取引につき、顧客の実預託額が約定時必要預託額に不足する場合に、取引成立後直ちに当該顧客にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること
- v. 店頭外国為替証拠金取引につき、営業日ごとの一定の時刻における実預託額が維持必要預託額に不足する場合に、速やかに顧客にその不足額を預託させることなく取引を継続すること
- w. 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合(注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって不利な場合)には、顧客にとって不利な価格で取引を成立させる一方、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合(注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって有利な場合)にも、顧客にとって不利な価格で取引を成立させること
- x. 顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲を、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広く設定すること(顧客がスリッページを指定できる場合に、顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲が、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広くなるよう設定しておく

ことを含む。)

y. 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限を、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限よりも大きく設定すること

(1) 金融商品取引業者の概要

商 号 … 益茂証券株式会社
本社所在地 … 〒910-0006 福井県福井市中央3丁目5の1
電 話 番 号 … 0776-23-2830(代) FAX.:0776-21-9666
創 業 … 明治6年
設 立 … 昭和20年1月
資 本 金 … 5億1,500万円
加 入 協 会 … 一般社団法人 金融先物取引業協会、日本証券業協会

(2) 苦情受付窓口

お客様からの苦情を次の窓口で受け付けております。

受 付 時 間 … 8:30～17:30
窓 口 … カスタマー係
電 話 番 号 … 0120-104-909 (フリーダイヤル)

(3) 苦情処理・紛争解決

苦情処理・紛争解決について、金融商品取引業者及び取引業者及びお客様が利用可能な指定紛争解決期間は、次のとおりです。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)
電 話 番 号 … 0120-64-5005 (フリーダイヤル)
U R L … <https://www.finmac.or.jp/>
東京事務所 … 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-1 第二証券会館
大阪事務所 … 〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜1-5-5 大阪平和ビル

・ 店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語

<相対取引(あいたいとりひき)>

取引所取引とは異なり、売り手と買い手が直接に決めたレートで取引すること。「銀行」対「銀行」、「銀行」対「顧客」といった1対1の取引。また、お取引される会社によって取引ルールが決められています。従って、お取引をされる際は、商品内容や取引ルール等を十分にご理解いただくことが重要です。

<インターバンク市場(いんたーばんくしじょう)>

外為銀行は、外国為替取引の中心的な役割を果たしています。その銀行間取引の場をインターバンク市場と呼んでおり、最低取引額が100万通貨単位で取引されており、状況によっては数十億ドルの取引が一度に行われます。外国為替市場には特定の市場があるわけではなく、EBS(外国為替の電子取引システム)、ロイター通信端末、外為ブローカーなどを通して取引されています。

<受渡決済(うけわたしけっさい)>

店頭外国為替証拠金取引の場合は、売り付けた通貨を引き渡して買い付けた通貨を受け取ることにより決済する方法をいいます。

<売建玉(うりたてぎょく)>

売付取引のうち、決済が終了していないものをいいます。

<円高・円安(えんだか・えんやす)>

テレビのニュースなどで、「ニューヨーク市場は、1(米)ドル=125円から120円と円高になっています。」という表現を耳にします。1ドル=125円から120円と数字が小さくなっているのに、「どうして円高なのか」と思われる方もいらっしゃるでしょう。これは、米ドルを基準にしてレートを出しているのに、円を基準にして表現していることから起きる問題です。1ドル=何円という方式では、円の数字が大きくなることを「ドル高・円安」、小さくなることを「ドル安・円高」と表現すれば不自然さはなくなります。実際、為替関係者は円高・円安という言葉はあまり使わず、「高くなった」といえばドル高のことをさします。

<為替変動要因(かわせへんどうよういん)>

為替の変動要因には、様々なものがあります。①各国の金利水準、インフレ率、GDP、失業率などの経済情勢、②貿易収支、資本収支などの需給動向、③各国の政治情勢、④株価、金、原油など他の市場情勢などです。このように変動要因は多岐に渡りますし、その時々によって影響度の強い要因は変わることもあります。

<オファー>

金融商品取引業者が価格を示して特定数量の商品を売り付ける旨の申出をすることをいいます。提示された側(お客様)はその価格で買い付けることができます。「アスク」ともいいます。

<店頭外国為替証拠金取引(てんとうがいこくかわせしょうきんとりひき)>

通貨を売買する外国為替取引と取引金額よりも少額の証拠金を預託して大きな取引を行う証拠金取引を合成した取引をいい、店頭デリバティブ取引の一つです。

<買建玉(かいたてぎょく)>

買付取引のうち、決済が終了していないものをいいます。

<買戻し(かいもどし)>

売建玉を手仕舞う(売建玉を減じる)ために行う買付取引をいいます。

<カバー取引(カバーとりひき)>

金融商品取引業者が顧客を相手方として行う店頭外国為替証拠金取引の価格変動によるリスクの減少を目的として、当該店頭外国為替証拠金取引と取引対象通貨、売買の別等が同じ市場デリバティブ取引又は他の金融商品取引業者その他の者を相手方として行う為替取引又は店頭外国為替証拠金取引をいいます。

<金融商品取引業者(きんゆうしょうひんとりひきぎょうしゃ)>

店頭外国為替証拠金取引を含む金融商品取引を取り扱う業務について、金融商品取引法による登録を受けた者をいいます。

<裁判外紛争解決制度(さいばんがいふんそうかいけつせいど)>

訴訟手続きによらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。ADRともいいます。

<差金決済(さきんけっさい)>

決済にあたり、原商品の受渡しをせず、算出された損失又は利益に応じた差金を授受することによる決済方法をいいます。

<証拠金(しょうきん)>

先物やオプション取引等の契約義務の履行を確保するために差し入れる保証金をいいます。証拠金には、取引成立の際に差し入れる当初証拠金と建玉について割り込むことができない維持証拠金の区分があります。この場合、顧客が差し入れている証拠金額が維持証拠金額を下回った場合には、当初証拠金の水準まで追加証拠金を差し入れなければなりません。

<成行注文(なりゆきちゅうもん)>

マーケット注文ともいいます。現時点での市場実勢レートで売買したい時に使用する注文方法のこと。成行注文の場合、売買レートを提示された側(お客様)は、ビッドレートで売ることになり、オファーレートで買うことになります。

<指値注文(さしねちゅうもん)>

売買注文を出す時にあらかじめ売買の希望価格を指定して出す注文方法。現時点の取引レートから見て「安い値段で買いたい時」、もしくは「高い値段で売りたい時」に使用します。

<逆指値注文(ぎゃくさしねちゅうもん)>

ある一定の水準(指定したレート)より下がったら成行で売り、もしくはある一定の水準より上がったら成行で買う、という注文方法です。指値の逆のことで、ストップ注文とも言います。保有建玉の含み損をある一定のレベルまで達したら損切りしたいという場合に利用されます。現時点の取引レートから見て「値段が安くなったら売りたい時」、もしくは「相場が高くなったら買いたい時」に使用します。指定した価格(指値)を抜けた時点で成立させる注文です。

<ロスカット制度(ろすかっとせいど)>

外国為替市場の相場の変動による、多額の損失の発生を未然に防ぐためのリスク管理システムです。当社「MASUMO FX」では随時、インターバンクのレートを基準に未決済建玉の損益評価を行い、預託証拠金の維持率が 25%もしくは10%以下となった場合には、即時すべての未決済建玉を自動決済します。

<OCO 注文> (=One side done then Cancel the Other order)

二つの指値注文または逆指値注文をセットにして同時に注文を出し、一方の注文が約定した場合に他方の注文が自動的にキャンセルされる注文方法のことです。例えば、1ドル＝110円でドル円の買い建玉を持ち、決済の注文をOCOで出す場合に、115円で売りの指値(利食い)と、105円で売りの逆指値指値(損切り)注文をセットにして同時に出す方法などがあります。

<If Done 注文>

If Doneとは「もし注文が約定したら」の意味で、新規注文とそれに対する決済注文を同時に出しておき、まず新規注文が約定して建玉を保有したら、その建玉に対する決済注文が自動的に有効になるというセット注文。例えば、1米ドル＝110円になったらドル円を買いたいという新規指値注文を出しておいて、同時にそれが約定した後の決済注文について、115円で売りの指値(利食い)注文、もしくは、105円で売りの逆指値(損切り)注文を出しておく方法などがあります。

<If Done OCO 注文>

上記If Done注文において、決済注文としてOCO注文をセットにして同時にしておく注文のことです。例えば、1ドル＝110円になったらドル円を買いたいという新規指値注文を出しておいて、同時にそれが約定した後の決済注文について、115円で売りの指値(利食い)注文ならびに105円で売りの逆指値(損切り)注文をセットにしてしておく方法などがあります。

<ストップ ロス>

相場が不利な方向へ進んだ場合、更なる損失を防ぐ目的で、建玉を清算し損失を確定させる行為です。

<スプレッド>

為替レートの提示において110.72-77のように110.72円と110.77円というレートの開き(差)のことを指します。通常、インターバンクでは取引レートの公平性を保つため、為替レートの売値と買値の両方を取引相手方に同時に提示します(ツー・ウェイ方式)。この場合、取引相手方がドルを売れる値段(ビッド)が110.72円で、買える値段(オファー)が110.77円という意味になります。

<スポット取引(すぽっととりひき)>

スポット(=SPOT)取引とは、インターバンク市場で比較的多く取引されている直物為替取引のことをいいます。新聞やテレビで、「円高が進みロンドン市場で110円を割り込んでいます。」などと報道される時の為替レートもスポットです。スポット取引の特徴は、翌々営業日に実際の通貨の交換を行う(決済日)ことです。つまり、月曜日に取引すれば次の水曜日が決済日となり、金曜日であれば翌週の火曜日になります。これは、インターバンク(銀行間)での外貨決済口座が海外にあることも多く、当日決済では間に合わないことを考慮しての慣習です。

<スワップポイント>

店頭外国為替証拠金取引におけるロールオーバーは、当該営業日に係る決済日から翌営業日に係る決済日までの売付通貨の借入れ及び買付通貨の貸付けを行ったことと実質的に同じであると考えられます。ロールオーバーにより決済期日が繰り越された場合に、組合せ通貨間の金利差を調整するために、その差に基づいて算出される額をスワップポイントといいます。

<スリッページ>

顧客の注文時に表示されている価格又は顧客が注文時に指定した価格と約定価格とに相違があることをいいます。

<追加証拠金>

証拠金残高が相場の変動により自己の建玉を維持するのに必要な金額を下回った場合に追加して差し入れなければならない証拠金をいいます。

<デリバティブ取引(デリバティブとりひき)>

その価格が取引対象の価値(数値)に基づき派生的に定まる商品の取引をいいます。先物取引及びオプション取引を含

みます。

<店頭外国為替証拠金取引(てんとうがいこくかわせしょうきんとりひき)>

通貨を売買する外国為替取引と取引金額よりも少額の証拠金を預託して大きな取引を行う証拠金取引を合成した取引をいい、店頭デリバティブ取引の一つです。

<店頭金融先物取引(てんとうきんゆうさきものとりひき)>

店頭外国為替証拠金取引のように、金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場及び外国金融商品市場によらずに行われる通貨・金利等の金融商品のデリバティブ取引をいいます。

<店頭デリバティブ取引(てんとうデリバティブとりひき)>

金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場及び外国金融商品市場によらずに行われるデリバティブ取引をいいます。

<転売(てんばい)>

買建玉を手仕舞う(買建玉を減じる)ために行う売付取引をいいます。

<特定投資家(とくていとうしか)>

店頭金融先物取引を含む有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有すると認められる適格機関投資家、国、日本銀行等をいいます。一定の要件を満たす個人は特定投資家として取り扱うよう申し出ることができ、一定の特定投資家は特定投資家以外の顧客として取り扱うよう申し出ることができます。

<仲値(なかね)>

仲値とは、銀行において対顧客向け売買取引レート(TTS/TTB等)の基準となるレートを指します。

通常、銀行営業日の午前10:00に発表されるインターバンク取引実勢レートを基準にして、この仲値(TTM)が決められます。また、TTSとは、日本円を外貨に替える時のレート(顧客から見た場合は買値となります)をいい、TTBとは、外貨を円に替える時のレート(顧客から見た場合は売値となります)のことをいい、各銀行が公示する仲値(TTM)を基準にして決定されます。

<値洗い(ねあらい)>

建玉について、毎日の市場価格の変化に伴い、評価替えする手続きを値洗いといいます。

<媒介取引(ばいかいとりひき)>

金融商品取引業者が顧客の注文を他の金融商品取引業者に当該顧客の名前でつなぐ取引をいいます。

<ビッド>

金融商品取引業者が価格を示して特定数量の商品を買い付ける旨の申出をすることをいいます。提示された側(お客様)はその価格で売り付けることができます。

<ヘッジ取引(ヘッジとりひき)>

現在保有しているかあるいは将来保有する予定の資産・負債の価格変動によるリスクを減少させるために、当該資産・負債とリスクが反対方向のポジションを取引所金融商品市場や店頭市場で設定する取引をいいます。

<両建て(りょうだて)>

同一の商品の売建玉と買建玉を同時に持つことをいいます。注意事項として、スワップポイントが払い方になる場合があります。建玉の清算時期にも注意が必要となります。

<ロスカット(ろすかっと)>

顧客の損失が所定の水準に達した場合、金融商品取引業者が、リスク管理のため、顧客の建玉を強制的に決済することをいいます。

<ロールオーバー(ろーるおーばー)>

店頭外国為替証拠金取引において、同一営業日中に反対売買されなかった建玉を翌営業日に繰り越すことをいいます。

・ 当社の概要について

- ・ 社 名 … 益茂証券株式会社 (<http://www.masumo.co.jp/>)
- ・ 本社所在地 … 〒910-0006 福井県福井市中央3丁目5の1 MAIL: info@masumo.co.jp
TEL:0776-23-2830(代) FAX.:0776-21-9666
- ・ 創 業 … 明治6年
- ・ 設 立 … 昭和20年1月
- ・ 資 本 金 … 5億1,500万円
- ・ 代 表 者 … 取締役社長 木内幹男
- ・ 事 業 内 容 … 有価証券の売買・有価証券の売買の媒介、取次および代理・有価証券の募集および売り出しの取扱い、累積投資業務に係る代理業務・その他証券に関する業務・生命保険募集業務・有価証券の元引受業務・店頭外国為替証拠金取引(MASUMO FX)
- ・ 加 入 協 会 … 金融取引業者:北陸財務局長(金商)第12号、一般社団法人金融先物取引業協会、日本証券業協会

- ・ 本店営業部 為替営業課 TEL:0776-22-8686 FAX:0776-21-9666
MAIL : fxinfo@masumo.co.jp WEB : <http://www.masumo.co.jp/fx/>
コ ー ル セ ン タ - : 0120 - 283 - 743
苦情等の連絡先(カスタマ係): 0120 - 104 - 909



当社の承諾を得ずに無断で複写・複製する事を禁じます。